

# 山形県障がい者スポーツ協会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この協会は、山形県障がい者スポーツ協会(以下「協会」という)と称する。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を山形市大字大森385番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、障がい者がスポーツを通じてその体力の維持及び増強並びに社会参加意欲の高揚を図るとともに、県民の障がい者に対する一層の理解を深めるため、障がい者のスポーツを体系的、かつ、効果的に振興することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)障がい者スポーツの普及及び啓発
- (2)障がい者スポーツの研修会及び講習会の開催
- (3)障がい者スポーツの指導者及び審判員等の養成
- (4)障がい者スポーツクラブの育成及び助成
- (5)障がい者スポーツ教室の開催
- (6)県障がい者スポーツ大会への協力
- (7)一般スポーツ団体との連絡調整
- (8)各種国内大会及び国際大会に出場する県選手の支援
- (9)その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(会員)

第5条 協会の会員は、第3条の目的に賛同して入会した次の者とする。

- (1)正 会 員 構成員が、原則として10名以上の障がい者スポーツ団体
- (2)準 会 員 スポーツを愛好する障がい者個人
- (3)賛助会員 協会の事業を援助する個人、団体又は法人

(入会及び退会)

第6条 正会員又は準会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を受けるものとする。

2 正会員又は準会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

3 賛助会員は、会費を納入した年度に限り、賛助会員の資格を有するものとする。

(会費)

第7条 会員は、次の会費を納めなければならない。

(1)正 会 員

①構成員10人以上20人未満 年額 5,000円

②構成員20人以上30人未満 年額 10,000円

③構成員30人以上 年額 15,000円

(2)準 会 員 年額 500円

(3)賛助会員 年額 1口 2,000円

2 既納の会費は返還しない。

#### 第4章 役員及び代議員

(役員)

第8条 協会に、次の役員を置く。

(1)会 長 1名

(2)副 会 長 6名以内

(3)常務理事 1名

(4)理 事 25名以内

(5)監 事 2名

2 協会に、必要に応じ参事をおくことができる。

(役員の選出)

第9条 会長は、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会会長をもって充てる。

2 副会長は、会長が委嘱した者をもって充てる。

3 常務理事は、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会常務理事をもって充てる。

4 理事は、正会員から選出された者並びに会長が委嘱した一般スポーツ団体の役員及び学識経験者をもって充てる。

5 監事は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

6 参事は、会長の指名により理事会の承認を得たものをもって充てる。

(役員の仕事)

第10条 会長は、協会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が必要と認めたときは、会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 常務理事は、理事会の決定に基づき会務を掌理し、会長及び副会長がともに事故あるときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を組織し、協会の業務の執行を決定する。

5 監事は、協会の会計を監査する。

6 参事は、会長が指定した業務につき参与する。

(任期)

第11条 副会長及び理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

(代議員)

第12条 代議員は、代議員会において正会員のうちから選出する。

- 2 代議員は、代議員会を組織する。
- 3 代議員の任期については、第11条を準用する。

## 第5章 会 議

### (理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長、参事、常務理事及び理事をもって組織し、年1回以上開催するものとする。

- 2 理事会は、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、理事会を組織する者の現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会は、次の事項について議決する。
  - (1)事業計画及び収支予算の決定
  - (2)事業報告及び収支決算の承認
  - (3)会則の制定及び改廃
  - (4)その他、協会の運営に関する重要な事項で、会長が必要と認める事項
- 5 理事会の議長は、会長が務める。
- 6 理事会は、その構成員の2分の1以上の出席により成立する。
- 7 理事会は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。
- 8 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない役員は、代理人を出席させ、又は、他の役に委任して表決することができる。

### (代議員会)

第14条 代議員会に、幹事若干名を置き、幹事長を互選する。

- 2 幹事は、幹事会の運営にあたる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し代議員会の運営について協議する。
- 4 代議員会は、年1回以上会長が招集し、次の事項について協議する。
  - (1)第9条第4項に規定する正会員から選出される理事の選任
  - (2)理事会に付議する事業計画
  - (3)代議員の定数、その他代議員又は代議員会に関し必要な事項

### (議事録)

第15条 理事会及び代議員会においては、議事録を作成し、出席者の代表2名以上が署名押印の上、保存しなければならない。

## 第6章 会 計

### (資産)

第16条 協会の資産は、次のとおりとする。

- (1)補助金、助成金及び委託金
  - (2)会費
  - (3)寄付金品
  - (4)その他の収入
- 2 協会の資産は、理事会の議決に基づいて会長が管理する。

3 協会に一般会計のほか、特別会計を置くことができる。

(事業計画及び収支予算)

第17条 協会の事業計画及び収支予算は、会長が作成しなければならない。

(暫定予算)

第18条 第13条第4項第1号の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第19条 協会の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、監事の監査を経て、毎会計年度終了後3カ月以内に理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## 第7章 事務局

(事務局)

第21条 協会に事務局を置き、職員若干名を置く。

2 事務局長は、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会事務局長をもって充てる。

3 職員は、会長が任免する。

4 事務局に関する規程は、会長が別に定める。

## 第8章 会則の変更

(会則の変更)

第22条 この会則は、代議員会の協議を経、かつ、理事会において理事会を組織する者の現在数の4分の3以上の議決を得なければ、変更することができない。

## 第9章 雑則

(雑則)

第23条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

1 この会則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 この協会の設立当初の副会長、理事及び代議員は、第9条第2項、第4項及び第12条第1項の規定にかかわらず、別紙名簿のとおりとする。

3 この協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第13条第4項の規定にかかわらず、設立理事会の定めるところによる。

4 この会則中、第2条、第9条第1項、第3項、第5項及び第21条第2項の規定は、平成6年3月31日に限り、その効力を失う。

5 前項の規定は、当分の間その効力を停止する。

附 則

この会則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年7月1日から施行する。